

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01439

研究課題名(和文) 自然空間の公物性に即した法制度のあり方：「知」の活用による法の執行に向けて

研究課題名(英文) Legal system that grasps the character of natural space as public property

研究代表者

三浦 大介 (MIURA, DAISUKE)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：30294820

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,300,000円

研究成果の概要(和文)：まずは、河川・森林の公共空間は、法理論上「異なる扱い」を受けるものであるが、これらを「公物」として統一的に把握し、共通の法原理を適用することが、当該空間の有する現代的課題の解決に資することが明らかにされた。そして「知」の活用については、林地の所有権と利用権が制度的に分離される「林権改革」においては現場における「知」の偏在が制度の課題であり、また、森林管理をめぐる「知」については、歴史的発展段階が存在すること等を明らかにした。さらに、信濃国諏訪郡高島藩の林政を専管する林目付職の研究、および庶民による草肥の採取に関する歴史研究により、森林・草地の管理の担い手の実像と役割を追究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、森や川といった「自然空間」を公共的な物＝「公物」として捉えることの重要性を前提とした法制度のあり方を探究するため、これら自然空間の管理に必要な「知見」を獲得するため、法学(行政法学)、農学(林政学)、歴史学(日本近世史)といった異なる学術分野の研究者が共同で研究を遂行した。法制度の設計に留まらず、その執行において必要となる「知」についての追究は、法学研究においてこれまで積極的に行われてこなかった。特に「私的管理」の中で育まれた「知」を、公物たる自然空間の管理に、法制度としていかに取り込むべきかという重要な課題をテーマにする本研究は、学術的・社会的に意義ある研究であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：First, it was clarified that public spaces such as rivers and forests are "treated differently" in terms of legal theory, but that understanding them as "public property" in a unified manner and applying common legal principles will contribute to solving the contemporary problems of these spaces. Regarding the utilization of "knowledge," it was clarified that the uneven distribution of "knowledge" in the field is an institutional issue in the "forest rights reform," in which ownership and use rights of forest land are systematically separated, and that there is a historical development stage of "knowledge" concerning forest management. In addition, the study of forestry officials in charge of forest administration in the Takashima clan, Suwa County, Shinano Province, and the historical research on the collection of grass manure by common people, have revealed the actual image and roles of forest and grassland management responsible bodies.

研究分野：行政法

キーワード：公物法 環境法 林政学 林政史 空間管理 知

1. 研究開始当初の背景

研究代表者の三浦大介は、森林が「その所有権の名義にかかわらず」公物であり、森林法や自然公園法は公物管理法であると主張する(三浦(2017))、『『公共的なもの(res publica)』の管理法制を、所有者の所有権から解放』させることで、森林や自然空間の「公物」的性格をその原点から論じ、「公益」性の変容への制度的対応を議論できるという三浦の見解を我々は基礎とする。ここで「公益」が、私的所有権の確立と軌を一にした近代において確立した概念であることは大方の認めるところであろう。近世における森林や自然空間の「公益」については、断片的な思想書や法令の存在は知られているものの、政策的に何が行われ、どのように管理され、近代にどう引き継がれたかについては不明な点が多い。近代以降さらに変容する自然空間に関わる「公益」の原点をここに見ることが肝要である。公物管理に関わる法制度は20世紀末に「環境」をその目的に加えた(いわゆる「環境法化」)が、その目的を実現するための「知」は法の執行の現場である地方行政において十全に行き渡っておらず、経験知を有する人材の世代交代による行政のマニュアル化も危惧される。公物管理の目的やニーズが変容するなか、自然空間に対する「知」を活用する人材や組織が、法の執行のために不可欠である。その結びつきの枠組みを法制度はいかに与えるかが課題となっている。

2. 研究の目的

「公物」としての自然空間の成立と変容を把握し、公物管理と人材を媒介する「知」に着目しつつ、最終的に自然空間に対する「知」を活用する人材の確保と組織の設計を目的とする。

3. 研究の方法

治水三法と自然公園法に着目し、河川(松本)、砂防・治山(坂本・古井戸・三浦)、森林(坂本・古井戸・三浦)を対象として、歴史的視点(近世～近代)、比較法的視点(日米欧)現場の視点から分析した。なお、研究分担者のひとりであった松本の死去(2020年)により、研究分担者の変更を余儀なくされ、またCOVID-19の影響により研究期間を2019～2023年度とした。

4. 研究成果

三浦は、森林・河川の自然空間の公益性を検証し、従来自然公物として把握されてきた河川に加え、森林の「公物化」に関する法理論の確立を主たる目的として本研究を遂行した。

「小水力発電の法的課題 普通河川管理条例に関する課題を中心に」(日本エネルギー法研究, JELI/R(140), 2019年, 99-120頁)で、公物管理法である河川法の適用を受けない普通河川の管理に注目し、公物であるはずの普通河川が、各市町村によって区々の法制度により管理されており、実態としては財産管理条例によって管理されている河川が多いことを明らかにした。公共空間としての重要性は、河川法適用河川と同様であるにも関わらず、上流の溪流河川など多くの普通河川が、財産管理の一環として管理されていることによる法的課題を抽出した。このように、わが国では河川公物を「財産」として管理することが常態化しており、その公益性を発揮させる積極的管理が行われていないことが明確となった。

また、「地熱開発と自然公園の『保護と利用』」(日本エネルギー法研究所, JELI/R(145), 2021年, 57-80頁)にて、私有林をその範囲に含む国立、国定公園等の自然公園で展開される地熱開発を素材に、発電事業としての「利用」その有する「公益性」と、自然の風景地(森林)の保護とのバランスについて検討した。本研究にて、自然公園法の持つ「公益」事業優先性の性格を抽出し、そこでは、森林そのものが有する公益性は後退を余儀なくされることを明らかにした。

そして、現代的な意味における森林の公益性は、もはや私有林を含む森林をして「公物」とするに相応しいと考え、「私有公物論 自然資源の『公物化』に向けて」(島村健・大久保邦彦・原島良成・筑紫圭一・清水晶紀編『環境法の開拓線』第一法規, 2023年, 317-351頁)において、わが国公物法における「私有公物」論の変遷を俯瞰した。この研究において、戦前期の主要学説である美濃部達吉の法理論に対抗した、京都学派に属す佐佐木惣一、渡邊宗太郎および磯崎辰五郎らの学説を研究したところ、それらは森林法上の保安林や国立公園法上の自然公園を公物と見なしており、これを否定する美濃部および戦後の主流学説においては、公物の「利用」の観念が京都学派のそれと異なることを明らかにした。公物、特に本研究の課題である「公共用物」は、公衆の利用に供される物であることが基本的な要素となるが、公共空間の利用を「物理的な意味での利用」に限定する戦後の学説は、公共空間の果たす現代的な意義からすると、狭きに失すると結論した。

以上の研究により、河川・森林の公共空間は、法理論上「異なる扱い」を受けるものであるが、これらを「公物」として統一的に把握し、共通の法原理を適用することが、当該空間の有する現代的課題の解決に資することを明らかにした。

古井戸は、森林管理をめぐる「知」の歴史を、欧州と日本の比較により俯瞰的に示すことを主

たる目的として本研究を遂行した。

「農家の主観的認識に基づく森林所有権の構造分析」「農家による集団林権制度改革の主観的評価と森林経営のインセンティブに関する研究」では、主著者の呉農陽と共に、移行経済圏において林地の所有権と利用権が制度的に分離される「林権改革」において、制度上与えられる権利と農家の認識の乖離を、農家の属性にかかわらせて分析した。上層農家は制度をより正確に認識していることが判明し、現場における「知」の偏在が制度の課題であると示唆された。

“Analysis of Socio-Economic Factors That Influence Loss of Life in Sediment-Related Disasters”では、主著者の千葉幹とともに、土砂災害防止法の施行後に避難訓練などを実施し災害時に比較的被害が軽微であった集落の社会経済的屬性を分析した。

「保安林制度」は、日本の現行保安林制度そのものの解説というよりも、その土地利用規制全体のなかでの位置づけ、歴史的展開、欧州との比較を行っている。「中林とは - 森林利用をめぐる対立と妥協」においては、森林経理学の世界で没歴史的に「高木と低木が混交した林型」と解説される「中林」について、中世～近世欧州森林史の文献を参照しつつ、領主と領民の社会関係を示した。

「森林利用の持続可能性を高めるために」は、1990年代以降世界の共通目標となっている持続可能な森林管理を、林学発展の歴史のなかで捉えている。中世以来の林学の展開を、1) オープンアクセスの時代：経験知の蓄積、2) 近世：持続的収獲技術の確立、3) 20世紀～UNCEDまで：多目的利用が基調化、4) UNCED以降：社会的・生態的な価値を含む持続的森林管理が、協働的管理についての社会的議論をともないつつ発展、という4段階にまとめ、森林管理をめぐる「知」について歴史的発展段階が存在することを論じた。

「林政学分野における『予定調和』論再考」、および「川瀬善太郎『林政要論』改訂版草稿をめぐって」においては、森林管理における木材生産機能と社会的・生態的機能にかかわるキーワードである「予定調和」の用語がドイツ語のKielwassertheorieであることをGoogle社の版サービスであるNgramを援用しつつ文献調査で示し、ドイツと日本の林政学説史を展望し、森林管理をめぐる「知」の発展を検証する糸口を得た。いずれも日本森林学会のポスター発表であるが、ポスターはオンラインで会員の閲覧と質問・コメントに供された。後者は『山林』誌に投稿予定である。

「フランスにおける非森林所有者によるキノコの採取について - 私有林における現行法の規定を中心に」(島村健・大久保邦彦・原島良成・筑紫圭一・清水晶紀編『環境法の開拓線』第一法規, 2023年, 258-271頁)においては、自然アクセス権の文脈で議論されることの多いキノコの採取について、フランスの現行法の規定するところをまとめ、北欧・ドイツなどとの違いを浮き彫りにした。

坂本は、17世紀～20世紀初頭にかけて、林野行政や庶民による草肥の採取の変容を考究した。

林野行政については、信濃国諏訪郡高島藩(長野県諏訪市等)の林政を専管する林目付職について研究を深めた。1点目は林目付職の格について考察した。同職はこれまで武士身分が就く役職と説明されてきたが、現実には百姓身分の矢澤家が世襲していた。近世後期になるとこの状態が変質し、矢澤家は士分となり、必然的に林目付も藩士が就任する職となる。この時期、藩内では林目付が含まれる格式の役職数や役職就任者が増加しており、藩が林政を強化したわけではなく、藩機構全体の問題であると結論した。2点目は林目付が藩士の就任する職となった後に増員されるが、その就任者や前述の矢澤家の当主の変遷を整理した。1・2により、17世紀初頭から廃藩置県まで、林目付職の変遷を概観できるようになった(坂本達彦「文政～慶応期における高島藩林目付の増員と世襲」(『信濃』72巻12号、2020年)、坂本達彦「信州高島藩林目付の身分と格式 18世紀後半～19世紀初頭を中心に」(『近世人の身分格式と地域社会』岩田書院、2024年刊行予定))。

庶民による草肥の採取については、上野国邑楽郡館林藩領(群馬県館林市)の村々が水辺の植物を採取する事例を収集し検討した。これまで水辺は、屋根材である萱の採取地とは認識されていたが、沼浚いや川浚いの実施状況から、多くの植物は水行や沼の貯水を妨げる存在であり、浚渫は地域住民にとって大きな負担であったと理解されていた。これに対し、採草地の少ない平野部に存在する城沼・多々良沼において植物は利用権を持つ人々に肥料として活用され、その一部は商品化していたことが判明した。明治維新後はより積極的に採取された結果、沼の生態系に影響を与えたことを明らかにし、平野部における沼の植物の価値を見直した(坂本達彦「上野国多々良沼における肥料採取 19世紀中葉を中心に」(『環境法の開拓線』第一法規、2023年)、坂本達彦「邑楽郡における藻草・泥の採取と沼の「環境」への影響 - 十九世紀中葉～二十世紀初頭の多々良沼を中心に - 」地方史研究協議会第73回館林大会口頭報告(2023年))。

松本は、本科研費により『日米流域管理法制における持続可能性への挑戦 日米水法の比較法的研究』(ナカニシヤ出版、2021年)を上梓し、本書に所収された「流域管理法制における現状と課題 気候変動を念頭において」(大久保規子・高村ゆかり・赤淵芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的展開 大塚直先生遺暦記念論文集』法律文化社、2019年、247-260頁)、「カリフォルニア州における利水施設の概要と大型公共事業計画の将来展望」(阪大法学70巻3・4号、2020年、183-203頁)、「カリフォルニア州における長期水融通制度および影響緩和策に関する考察 水利権定量化等に関する和解契約とその示唆」(行政法研究34号、2020年、75-86頁)、「米国法

における公共信託法理の半世紀 自然資源法における持続可能性への挑戦(1)(2・完)」(阪大法学 70 巻 2 号、2020 年、53-89 頁、70 巻 5 号、2021 年、17-54 頁) および本書書き下ろしである「米国法における水法の体系」(第 6 章、139-171 頁)は、本科研費研究の成果である。いずれも河川管理、特にその「流域管理」という、河川本川のみを視野に入れた従来の河川管理ではなく、「流域」を視野に入れた管理に関する日米の法制度比較を遂行するものであり、法制度設計の解説に留まらず、管理の現場における「知」との融合に関する有益な論攷と評価されよう。

そして、古井戸、坂本、三浦および研究協力者である赤池慎吾(高知大学)の 4 名は、岡山県浅口市のため池管理について現地視察を行い、管理に携わる住民にインタビュー調査を行った。当該ため池は農業用としての機能を有していたが、農業従事者が減少した現在においては、土砂災害防止機能を持つ施設として、地域住民の手によって管理されていた。時代に応じて機能が変化する地域的「公物」として、その管理のあり方の変遷と、仮に携わる人々の知見の蓄積を確認できた。

こうした知見を管理法の制度に、いかに取り込むべきかが課題となる。一般に、規制等個人の権利利益を制限する法制度には、科学的合理性が求められ、その点から「現場の知見」などは排斥されがちである。他方で、これらの「知」は実証的であることは確かであり、実証的知見に基づく法制度をいかに構築すべきかが重要な課題となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 三浦大介	4. 巻 15号
2. 論文標題 行政法における比例原則	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ICCLP Publication	6. 最初と最後の頁 91 99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 三浦大介	4. 巻 145号
2. 論文標題 地熱開発と自然公園の「保護と利用」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JELI.R	6. 最初と最後の頁 57 80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三浦大介	4. 巻 279号
2. 論文標題 再生可能エネルギー開発と「時間」「仮」「将来予測」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所月報	6. 最初と最後の頁 1 3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三浦大介、森田宏樹ほか	4. 巻 35号
2. 論文標題 利益の衡量	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 184 203
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂本達彦	4. 巻 72巻12号
2. 論文標題 文政～慶応期における高島藩林目付の増員と世襲化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 信濃	6. 最初と最後の頁 61 72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Miki Chiba, Hiromichi Furuido, Shigemitsu Shibasaki, and Kazuki Haga	4. 巻 14(15)
2. 論文標題 Analysis of Socio-Economic Factors That Influence Loss of Life in Sediment-Related Disasters.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Water	6. 最初と最後の頁 web
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古井戸宏通	4. 巻 75 (7)
2. 論文標題 伊丹一浩 著『山岳地の植林と牧野の具体性剥奪 19世紀から20世紀初頭のフランス・オート＝ザルプ県を中心に』(書評)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 林業経済	6. 最初と最後の頁 18 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古井戸宏通	4. 巻 第134 回大会
2. 論文標題 林政学分野における『予定調和』論再考	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本森林学会第134 回大会学術講演集(ポスター発表要旨)	6. 最初と最後の頁 123 123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 呉 晨陽, 永田 信, 古井戸 宏通, 柴崎 茂光	4. 巻 72(4)
2. 論文標題 農家の主観的認識に基づく森林所有権の構造分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 林業経済	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三浦 大介	4. 巻 140
2. 論文標題 小水力発電の法的課題 普通河川管理条例に関する課題を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JELI R	6. 最初と最後の頁 99-120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本 充郎	4. 巻 54
2. 論文標題 持続可能な林業の担い手に関する法学的考察 自伐型林業と森林経営管理法を 念頭に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 農業法研究	6. 最初と最後の頁 37-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本 充郎	4. 巻 0
2. 論文標題 流域環境法制における現状と課題 気候変動を念頭において	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境規制の現代的展開 大塚直先生遺暦記念論文集	6. 最初と最後の頁 247-260
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本 充郎	4. 巻 0
2. 論文標題 国内法の観点から 資源管理および生態系保全に焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本	6. 最初と最後の頁 115-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 三浦大介
2. 発表標題 再エネ海域利用法の特長と課題
3. 学会等名 日本海洋政策学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 坂本 達彦
2. 発表標題 近世中後期における信州高島藩林政の展開
3. 学会等名 国史学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 三浦大介、八木信行ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 恒星社厚生閣	5. 総ページ数 208
3. 書名 水産改革と魚食の未来	

1. 著者名 坂本達彦ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 館林市	5. 総ページ数 350
3. 書名 館林市史別巻 館林の寺社と史料	

1. 著者名 坂本達彦ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 館林市	5. 総ページ数 550
3. 書名 館林市史 特別編第7巻 館林の文化と芸術	

1. 著者名 坂本達彦ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 館林市	5. 総ページ数 250
3. 書名 館林市史別巻 館林の里沼	

1. 著者名 古井戸宏通ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 659
3. 書名 森林学の百科事典（保安林制度）	

1. 著者名 古井戸宏通ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 659
3. 書名 森林学の百科事典（中林とは－森林利用をめぐる対立と妥協）	

1. 著者名 古井戸宏通ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 培風館	5. 総ページ数 225
3. 書名 21世紀の農学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	坂本 達彦 (SAKAMOTO TATSUHIKO) (20390750)	國學院大學栃木短期大学・その他部局等・教授 (42202)	
研究分担者	古井戸 宏通 (FURUIDO HIROMICHI) (30353840)	東京大学・大学院農学生命科学研究科（農学部）・教授 (12601)	
研究分担者	松本 充郎 (MATSUMOTO MITSUO) (70380300)	大阪大学・国際公共政策研究科・准教授 (14401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------